

4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

住民文化系施設（中央公民館、各地区集会所等）

- 避難所として指定されている施設も多いため、非常時でも施設の機能を維持し、住民の安全を確保できるよう、計画的な点検、診断の実施により施設の状況を把握し、適切な改修や修繕を実施します。
- 「中央公民館」、「樋口地区コミュニティ集会所」は、点検・診断の実績により、計画的な改修や修繕を実施します。

社会教育系施設（郷土資料館、国指定重要文化財旧新井家住宅）

- 「郷土資料館」は、収蔵品を保管・活用する環境整備を行うとともに、計画的な改修や修繕を実施します。

スポーツ・レクリエーション系施設（総合グラウンド管理棟・トイレ、観光情報館等）

- スポーツ施設は、今後も安定した利用需要が見込めることから、適切な維持管理と利用者の安全確保に努めます。
- レクリエーション施設・観光施設は、今後も利用需要が高まることが予想されるため、サービス向上のため適切な維持管理に努めます。

学校教育系施設（小・中学校、学校給食センター）

- 定期的な点検、診断の実施により老朽化の状況を把握し、計画的に改修や修繕を実施することで、安全な学校教育環境を確保します。また、学校の適正規模・適正配置化を検討していきます。

保健・福祉施設（保健センター、高齢者障がい者いきいきセンター等）

- 「保健センター」、「高齢者障がい者いきいきセンター」、「多世代ふれ愛ベース長瀬」は、経過的な点検・診断により、計画的な改修や修繕を実施します。
- 「世代間交流支援センター」は、職員等により適宜、点検、修繕を行い、適切に維持管理します。

行政系施設（長瀬町役場、各消防団詰所等）

- 今後も公共サービスの向上を図るとともに、災害時の避難所として、安全性の確保と適切な維持管理に努めます。
- 「長瀬町役場」は、点検・診断の実績を踏まえ、計画的に修繕を行うことで長寿命化を図ります。

公営住宅（袋団地、塚越団地等）

- 今後も維持する公営住宅は「第2期長瀬町町営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的に施設の改修を実施します。

公園（蓬莱島公園（トイレ）、長瀬地区公園（トイレ））

- 今後も利用者増加が見込まれることから、定期的な点検や修繕などにより、施設の適切な維持管理に努めます。

その他（観光トイレ、公衆トイレ）

- 定期的な点検や修繕などの実施により、施設の適切な維持管理に努めます。

インフラ資産

道路：予防保全型の管理への転換を図り、長寿命化により維持管理・更新等にかかる費用の平準化に努めます。

林道：定期的な点検や修繕などの実施により、適切な維持管理に努めます。

橋りょう：定期点検や日常的な維持管理の結果に基づき、橋りょうの損傷を早期に発見、健全度を把握し、計画的な修繕対策へと転換し、橋りょうの延命化を目標とし、費用の縮減と平準化を図ります。

5 推進体制

全庁的な取組体制の構築、情報管理・共有のあり方

- 全庁的な取組体制を構築します。
- 施設情報を一元的に管理・共有化し、活用できる仕組みを構築します。

フォローアップの実施方針

- PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルにより、公共施設等マネジメントを推進します。
- 住民との情報共有に努めます。

長瀬町公共施設等総合管理計画 概要版 令和4年3月

1 はじめに

【計画策定の背景と目的】

背景

- 公共施設等の老朽化の進行
- 少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加傾向により、既存の公共施設の更新に充当できる財源は減少傾向
- 平成29年3月に「公共施設等総合管理計画」策定
- 総合管理計画に基づき、個別施設計画を策定、その計画を踏まえ、計画の不断の見直しが必要

目的

長瀬町が保有する公共施設の全体を把握するとともに、公共施設を取り巻く現状や課題を整理し、将来のまちの姿を見据えた、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理の推進を目的に策定を実施。策定から5年経過したことから個別施設計画を踏まえ、改訂を行う。

【計画期間】

40年間（平成29年度から令和38年度）

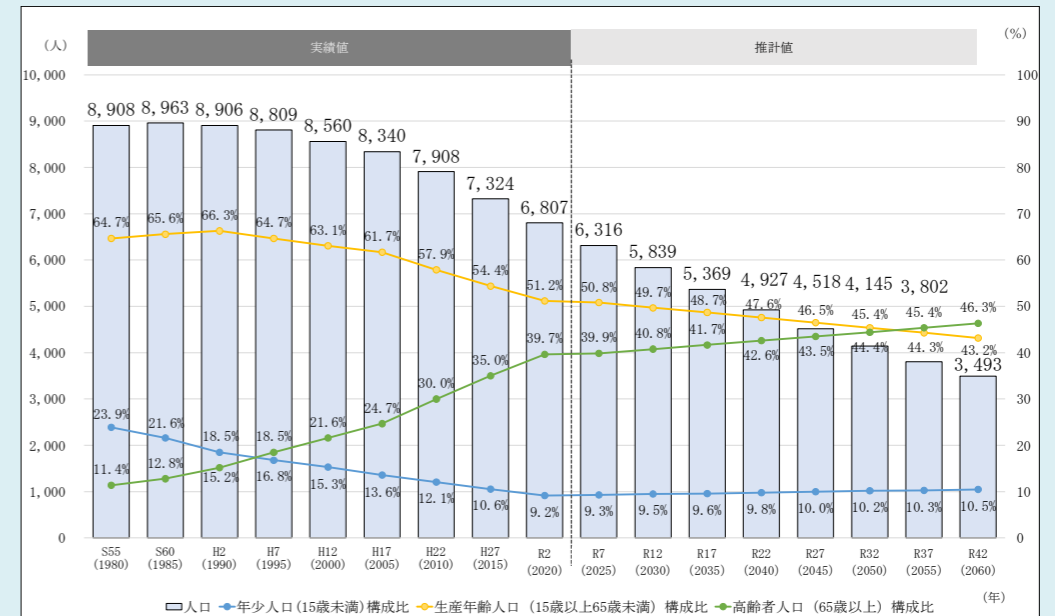
【計画の対象】

- 長瀬町が保有する公共施設等（令和3年度調査時点）
 - 【公共施設】住民文化系施設、学校教育系施設などの9分類、55施設 33,869㎡
 - 【インフラ資産】道路、林道、橋りょうの3分類

2 公共施設等の現況及び将来の見通し

【人口の現状と見通し】

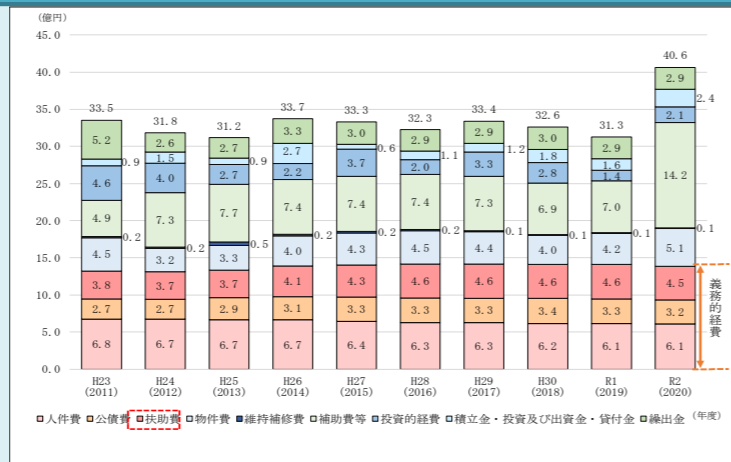
- 長瀬町の総人口は、昭和60年より減少しており、今後も減少が続く見通し。
- 年齢3階層別の人口構成比をみると、年少人口、生産年齢人口は減少し、高齢者人口は増加。



2 公共施設等の現況及び将来の見通し（続）

【財政の状況と見通し】

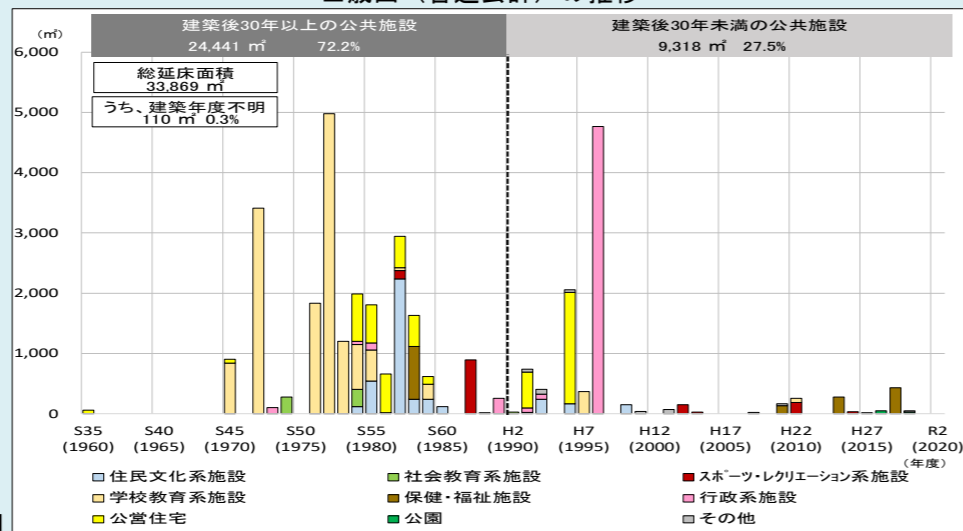
- 高齢化に伴い、扶助費が増加傾向。
- 今後も高齢化が進み、公共施設等を整備するために当てられる財源の確保が厳しくなる。



■歳出（普通会計）の推移

【公共施設の老朽化の状況】

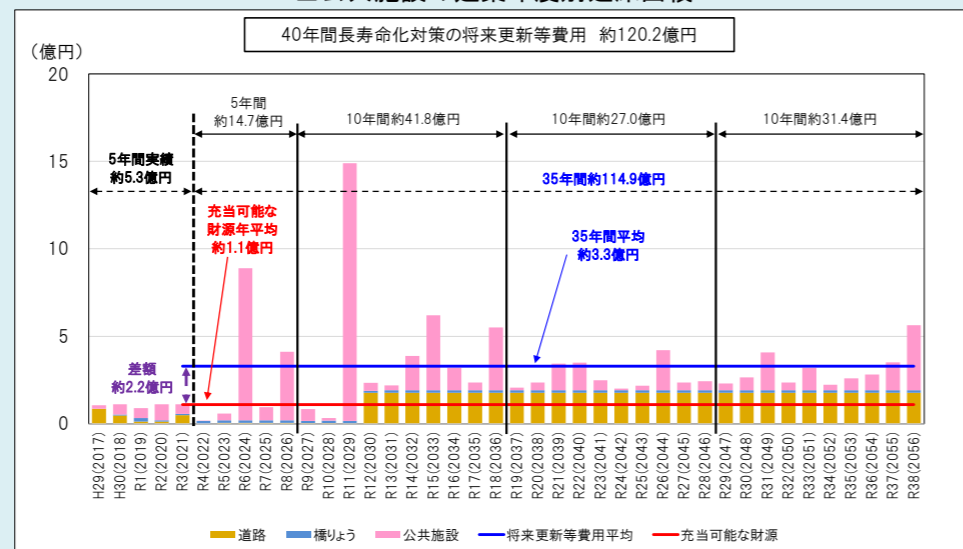
- 昭和40年代後半から昭和50年代にかけて、学校教育系施設を中心に集中的に整備される。
- 建築後30年以上経過している施設が72.2%を占めており、老朽化が進行する。



■公共施設の建築年度別延床面積

【公共施設等の更新等費用の見通し】

- 長瀬町が所有する公共施設等（公共施設+インフラ資産）を、長寿命化して維持管理した場合に必要な更新等費用は、今後35年間に、約114.9億円、1年当たり、約3.3億円と推計。



■公共施設等の更新等費用の推計

【現状や課題に関する基本認識】

- **人口の現状及び将来の見通しからみた課題**
 - 人口減少を考慮した公共施設の適正な規模や配置、世代構成の変化による住民ニーズの変化への対応を検討し、適切に対応していくことが必要。
- **財政の現状及び将来の見通しからみた課題**
 - 今後の厳しい財政状況を見据えた、公共施設等の効率的な維持管理や運営方法についての検討が必要。
- **公共施設等の現状及び将来の見通しからみた課題**
 - 施設の老朽化に伴う機能の低下が懸念されるなか、施設の安全性確保に向けた計画的な維持管理が必要。

3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 公共施設等マネジメントの基本方針

基本方針 1：施設の規模や配置の適正化

- 人口構造の変化による住民ニーズの変化等を勘案し、必要な公共サービスの水準を維持しつつ、快適なまちづくりの実現に向けた施設の規模や配置の適正化を図ります。

＜公共施設等の保有量適正化の方向性＞

- **【公共施設】**：本町は市町村合併を行っていないことから、機能が重複する施設がないこと、同様の施設が複数ある場合でも小規模で必要最低限の施設数となっているため、現時点での保有量を適正量として維持管理していきます。
そのため、施設の長寿命化を図り、費用の抑制・平準化を図ります。
- **【インフラ資産】**：インフラ資産は社会基盤となる施設であり、総量の縮減は困難なため、予防保全型の維持管理に努め、費用の抑制・平準化を図り、持続可能な施設保有を目指します。

基本方針 2：コストの縮減と財源確保

- 省エネルギー対策、未利用財産の処分、受益者負担の適正化等の様々な取り組みや、民間活力の導入の検討により、施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減と財源の確保を行います。

基本方針 3：計画的な保全による施設の安全性の確保

- 安全で安心に利用できる施設を提供していくため、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の性能や安全性を確保するとともに、更新等にかかる費用を抑制・平準化し、財政負担を軽減します。

3.2 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

■ 点検・診断の実施方針

- ・ 国等の基準やマニュアル等を踏まえた「法定点検」に加え、施設管理者等が自ら行う「日常点検」の計画的な実施により、施設や設備の劣化や損傷等の状況把握に努めます。
- ・ 履歴データの蓄積により、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組みます。

■ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・ 建築物については、予防的な保全を実施する「予防保全」と、対症療法的な保全を実施する「事後保全」により、管理することを基本とし、一定規模以上の建築物については、長期利用を図るため、予防保全型の維持管理を実施します。
- ・ 施設の更新等については、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ、適切な工事の実施時期及び手法等について検討し、計画的な更新等を実施します。

■ 安全確保の実施方針

- ・ 劣化や損傷等が確認された施設への速やかな修繕、改修、更新等を実施します。

■ 耐震化の実施方針

- ・ 各施設の特長や緊急性、重要性を考慮の上、計画的に耐震化を進めます。

■ 長寿命化の実施方針

- ・ 計画的に長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

■ ユニバーサルデザイン化の推進

- ・ 更新等の際には、ユニバーサルデザインの導入等を進め、時代や住民ニーズに即した施設性能の向上を図ります。

■ 統合や廃止の推進方針

- ・ 現時点で保有する建物を維持することを目的に地域の状況に応じた適正配置に取り組みます。